

「森林（もり）と人をつなぐ道」林道の災害復旧を進めています

林道の役割は、持続的な木材供給とその生産性向上に寄与するとともに、生活道路や災害時の迂回路としての機能、さらには自然とのふれあいを求める観光利用や、地域活動の場としても利用されています。

このため、県の林道事業では新たな林道開設による林内路網の高密度化のほか、既存施設の改良・舗装や橋梁等の長寿命化など機能の回復・向上を市町村と協働して進めているところです。

また、自然災害による被災箇所の復旧にも対応しています。

令和5年の豪雨により発生した林道施設災害のうち、復旧事業を国庫補助として申請した箇所は管内で12路線20箇所、被害額は約2億9千万円にのぼりました。

施設災が発生した際は、国への復旧費用の申請にあたり、現地測量・復旧工事費算出のための設計図書・被災理由・被災写真等を整えたうえで、林野庁と国の財務局、施設管理者である市町村、県が一堂に会し、復旧方法とその費用を4者の合意で決定する「査定」が全箇所において行われます。

この合意に沿った復旧工事が現在も進められています。

令和6年度末には20箇所のうち、14箇所が復旧工事を完了する見込みです。

ほか4箇所が工事施工中、残る2箇所も完了箇所を通過利用して復旧工事が行われます。



R 5災 松川町 一里塚西山線



復旧状況



R 5災 天龍村 中井侍線



復旧状況

令和6年災は2路線2箇所が対象となり、11月中旬に査定が行われ復旧事業費6千4百万余円の実施が決定しています。

国庫補助率は各路線の全体延長と被災金額、過去3年の被災履歴、激甚災害法による指定災害などを加味して計算され、次の補助率で事業を実施します。

令和5年災：65~96.7%

令和6年災： 94.2%

林道施設を安心して活用いただくため、更なる改良・機能回復、災害に強い施設を目指し、管理主体である市町村と連携して取り組んでいます。



R 6災 査定の様子